

お金の知識をもっと身近に

# ライフマネー通信

特定非営利活動法人 NPO かんなびの丘



独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業

## 変わる金融機関 変わるもの金の管理

三井住友銀行が 2021 年 4 月から新規に口座を開設して紙の通帳を利用する顧客に対して年間 550 円の手数料を徴収するというニュースが流れました。みずほ銀行もすでに同年 1 月から導入することを発表しています。三菱 UFJ 銀行は同様の発表はしていませんが、2 年間取引がない不稼働口座に手数料をかける検討をしている旨のニュースが流れたこともあります。りそな銀行は 2004 年から不稼働口座に年 1,320 円の手数料を徴収しています。

また、三井住友銀行では一定の要件をつけた上でネットバンキングを利用しない口座には年 1,100 円の手数料を徴収することも発表しています。海外の銀行では広く行われていることですが、日本の大手銀行でも導入が迫っています。

店舗や ATM の減少も進んでいます。店舗の統廃合で同じ店舗なのに複数の支店が同居している場合も、役割を分担する銀行もあります。個人用店舗と法人用店舗に区分した銀行もあります。これは都市銀行に限らず、地方銀行や信用金庫等金融機関全般に当てはまります。

通帳の話に戻すと、共同利用 ATM、コ

ンビニエンスストア ATM では通帳は使用できません。紙の通帳はますます行き場がなくなっていくと思います。

銀行がお金を預かるのに紙の通帳を用意しないといけないとか、ATM を何台設置しないといけない、といったルールはありません。銀行がそうした方が自銀行を利用してもらえると考えてサービスの一環として提供していたものです。これまで莫大な費用負担があっても、事業として成り立っていましたが、これからはそれではやっていけなくなりました。

利用者の生活スタイルも変化しています。お金を銀行に預けるのではなくて、積極的に運用する方も増えています。国も NISA( 少額投資非課税制度 ) を推進しています。また、ネットバンキングの普及も進んでいます。わざわざ店舗や ATM に出向かなくても、スマートフォン 1 つで振込みや支払いができるようになりました。

私たちがこれまでと同じ生活スタイルを維持するなら、不便と感じる場面が多くなっていくでしょう。私たち自身も新しい生活スタイルに移行する時期に来ているのではないでしょか。

## 年末調整が 変わります



令和2年度の年末調整の内容が大きく変わりました。年末調整は勤務先の会社等がやってくれるので、その仕組みをあまり分かっていない方もいらっしゃると思います。給与をもらっている方は源泉所得税として所得税を払っています。毎月の給与から天引きされています。この源泉所得税は給与金額に対して計算されていますが、最終的には様々な控除を差し引いて計算します。この最終的な計算を年末調整として行います。年金は雑所得になりますので計算過程は異なりますが、考え方は同じになります。その年末調整の内容が大きく変わりましたのでご紹介します。

いざとなったら…

この制度

知らないでも生活はできるが、知っていたら  
もっと安心して生活できる。そのような制度  
やサービスをご紹介します。

2018年に民法の相続に関する規定が約40年ぶりに大きく改正されました。2019年から段階的に施行されて、2020年7月に一連の変更が終わりました。ここでは改正された項目から2点を紹介します。

まず、第一の変更点は自筆証書遺言の方式が緩和されました。自筆証書遺言は、これまで遺言者が手書きで作成する必要でしたが、改正によって財産目録についてはパソコンで作成してもよいことになりました(2019年1月13日～)。しかし、それ以外の部分はすべて自分で書く必要があります。他人が代筆したりパソコンで作成したりすると、遺言

として行います。年金は雑所得になりますので計算過程は異なりますが、考え方は同じになります。その年末調整の内容が大きく変わりましたのでご紹介します。

まず、基礎控除額が引き上げられました。合計所得金額が2400万円以下の人は48万円に引き上げされました。昨年度に比べて10万円増えたわけですが、カラクリがあります。これまで合計所得金額に関わらず控除されていましたが、上限ができました。給与所得控除額が10万円引き下げられています。しかも控除される上限も行き下がっています。これは子育て世帯等には配慮があります。

## ▶▶▶▶▶▶ 「相 続」 ◀◀◀◀◀◀◀◀

書の内容すべてが無効となってしまいます。

もう一つは、遺言保管制度が始まりました(2020年7月10日～)。自筆証書遺言は、自宅で保管されることが多く、相続発生後に遺言書が見つからなかったり破棄されたりするリスクがあったり、裁判所で検認が必要だったりと、デメリットが指摘されました。この制度により、法務局で自筆証書遺言を保管してもらえるようになり、紛失や破棄といったリスクがなくなります。また、検認の手続きも不要となります。

### お金 クイズ 知っているとちょっと得した気分♪

よく使われる千円札は紙幣と呼ばれるように紙でできています。そのため、使用できる期間が限られています。だいたいどれくらいで交換されているでしょうか？

A. 1～2年程度とおもなれます。  
B. 3～4年程度とおもなれます。  
C. 5～6年程度とおもなれます。

もう少しお金について知りたいと思ったら

### 渋沢栄一と「論語と算盤」

齋藤孝(著) フォレスト出版



新しい一万円札の顔になった渋沢栄一。知っているようで知らない渋沢を齋藤孝教授が、渋沢の著書「論語と算盤」を通して分かりやすく紐解きます。

### ●相談会を開催しています●

当法人では、お金の管理に関する相談会を事務所会議室にて毎週水曜日午後1時～3時に開催しています。不安やお悩みがありましたら、お気軽にご相談ください。

発行：特定非営利活動法人 NPO かんなびの丘

〒591-8032 堺市北区百舌鳥梅町1-18-1  
TEL. 072-255-6336 / FAX. 072-205-5050

本事業は「令和2年独立行政法人福祉医療機構社会福祉振興助成事業」の助成を受けて実施しています。

